

基本契約書

(訪問看護)

(介護予防訪問看護)

訪問看護重要事項説明書

予防訪問看護重要事項説明書

# 訪問看護契約書

利用者 \_\_\_\_\_ 様（以下「甲」という）と事業者 株式会社 Risicare（以下「乙」という）は、てらす訪問看護ステーションの利用に関して次のとおり契約を結ぶこととする

## （目的） 第1条

1. 乙は、介護保険法等の関係法令及び本契約に従い、甲がその有する能力に応じ、可能な限り自立した生活を営むことができるよう、甲の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問看護（介護予防訪問看護）を提供する。
2. 乙は、訪問看護（介護予防訪問看護）の提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会の意見に従うものとする。

## （契約期間） 第2条

1. 甲の受けるサービスが介護給付の場合、本契約の有効期間は、令和 年 月 日から、甲の要支援・要介護認定の有効期間終了日までとする。
2. 契約期間の満了日以前に、甲が要支援・要介護状態区分の変更認定を受け、有効期限が更新された場合は、更新後の認定有効期限が満了する日まで本契約も更新されるものとする。
3. 上記の契約期間満了日の7日前までに、甲から乙に対して書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとする。
4. 要支援・要介護認定で非該当となった場合でも、引き続き医療保険での指定訪問看護を利用する場合は、本契約は継続されるものとする。
5. 甲の受けるサービスが医療給付の場合、本契約の有効期間は、契約締結日から甲または乙からの契約終了の申し出があるまでの期間とする。

## （訪問看護計画の作成・変更） 第3条

1. 乙は、主治医の指示、甲の日常生活状況及び希望を踏まえて訪問看護計画を作成し、実施状況の把握に努めるものとする。
2. 訪問看護計画は、療養上の目的や目標達成のための具体的なサービス内容に沿って作成する。
3. 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する目的に従い、計画の変更を行うものとする。
  - ① 甲の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問看護計画を変更する必要がある場合
  - ② 甲が訪問看護（介護予防訪問看護）の内容や提供方法等の変更を希望する場合

(主治医との関係) 第4条

1. 乙は、訪問看護（介護予防訪問看護）の提供を開始する際は、主治医から文書で指示を受けるものとする。
2. 乙は、主治医に訪問看護計画書及び報告書を提出し、主治医との密接な連携を図るものとする。

(緊急時の対応) 第5条

1. 乙は、訪問看護（介護予防訪問看護）の提供中に甲の容態の急変が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じなければならない。

(訪問看護の利用料) 第6条

1. 甲は、訪問看護サービスの対価として、別紙料金表に定める料金に基づき算出された月毎の合計金額を乙に支払うものとする。
2. 乙は、甲が正当な理由なく訪問看護（介護予防訪問看護）の利用をキャンセルした場合は、別紙重要事項説明書に記載したキャンセル料の支払いを求めることができる。

(利用者負担額の滞納) 第7条

1. 甲が正当な理由なく利用者負担額を2か月以上滞納した場合は、乙は30日以上の間を定めて催告し、なお支払いがない場合には本契約を解除することができる。
2. 乙は、前項の規定による解除に至るまでは、滞納を理由として訪問看護（介護予防訪問看護）の提供を拒むことはできない。

(秘密保持及び個人情報の保護) 第8条

1. 乙は、正当な理由がない限り、その業務上で知り得た甲及びその家族等の秘密を漏らしてはならない。乙を退職した後も同様とする。
2. 乙及びその従業員は、サービス担当者会議等において、甲及びその家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、あらかじめ使用目的を説明し、文書による同意を得なければならない。

(虐待の防止) 第9条

1. 乙は、甲の人権の擁護及び虐待の防止のため、次の措置を講じるものとする。
  - ① 虐待防止のための指針の整備
  - ② 虐待防止に関する責任者の設置
  - ③ 従業者に対する定期的な研修の実施
  - ④ 虐待防止検討委員会の設置及び定期的な開催

2. 乙は、サービス提供中に、乙の従業者による虐待の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに名古屋市及び関係機関に通報し、事実確認及び再発防止策を講じるものとする。

#### (甲の解除権) 第10条

1. 甲は、7日間の予告期間をもって、いつでも本契約を解除することができる。ただし、甲の病状急変や緊急入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間なしに本契約を解除することができる。
2. 次の事由がある場合、甲は直ちに本契約を解除することができる。
  - ① 乙が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ② 乙が守秘義務に反した場合
  - ③ 乙または従業者が甲またはその家族等に対し、虐待行為（身体的・心理的・性的虐待、ネグレクト、不当な財産的搾取）を行った場合
  - ④ 乙または従業者が甲やその家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ⑤ 乙が破産した場合

#### (乙の解除権・ハラスメント対策) 第11条

1. 乙は、甲が法令違反またはサービス提供を阻害する行為をなし、乙が再三申し入れを行ったにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが困難になったときは、30日以上予告期間をもって本契約を解除することができる。
2. 甲またはその家族等が、乙または従業者に対し、次の各号に掲げるハラスメント行為を行い、本契約を継続し難い重大な信頼関係の破壊が生じた場合、乙は直ちに本契約を解除することができる。
  - ① 身体的暴力、威嚇、強要、執拗な非難、罵倒、その他従業者の心身に苦痛を与える言動
  - ② セクシャルハラスメント（不適切な身体接触、卑猥な言動、性的な強要等）
  - ③ SNS等への誹謗中傷、事実無根の書き込み、プライバシーを著しく侵害する行為

#### (契約の終了) 第12条 次の事項に該当した場合は、本契約は終了するものとする。

1. 甲から契約解除の意思表示がなされたとき。
2. 乙から本契約の規定に基づき契約解除の意思表示がなされたとき。
3. 甲が、介護保険施設や医療施設等に入所または入院したとき。
4. 甲が死亡したとき。

(損害賠償) 第13条

1. 乙は、訪問看護（介護予防訪問看護）の提供にあたって事故が発生した場合には、速やかに甲の家族または後見人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2. 前項の事故により、甲またはその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。ただし、乙に故意または過失がない場合はこの限りではない。
3. 前項の場合において、当該事故の発生につき甲に重大な過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができる。

(苦情申し立て窓口) 第14条

- 愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室内苦情相談係：TEL (052)-971-4165
- 北区役所保健福祉センター福祉部：TEL (052)-917-6531
- 北区役所楠支所区民福祉課福祉係（高齢福祉）：TEL (052)-901-2269
- 東区役所保健福祉センター福祉部：TEL (052)-934-1196
- 西区役所保健福祉センター福祉部：TEL (052)-523-4585
- てらす訪問看護ステーション
  - 連絡先：TEL (052)-934-7161 / FAX (052)-934-7162
  - 担当者：神原 照美
  - 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～18:00（ただし、祝日及び12/29～1/3を除く）※担当者不在の場合は、他の職員が対応し担当者に報告する。

# 訪問看護重要事項説明書

## 予防訪問看護重要事項説明書

### 1. てらす訪問看護ステーションの概要

#### 事業者の概要

事業者の名称	株式会社
所在地	名古屋市港区畑中二丁目1107番地
代表取締役	加藤 大貴
電話番号	TEL (052)-938-9703

#### 事業所の概要

事業所の名称	てらす訪問看護ステーション
所在地	名古屋市北区中切町字野間850番地の28 アークハウス中切3A
介護保険事業所番号	2360390849
管理者	神原 照美
電話番号	TEL (052)-934-7161 FAX(052)-934-7162
サービスを提供する地域	北区・西区・東区

※上記以外でもご希望の方はご相談ください。

### 2. 事業の運営方針

ご利用者の心身状態に応じた適切な訪問看護サービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めていきます。

### 3. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 午前9時～午後18時
休日	土曜・日曜・国民の休日・年末年始（12月29日～1月3日）

#### 1) サービス提供内容

##### ● 看護介助行為（利用者様に対して）

- ・バイタルサインチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定など）
- ・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
- ・療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導）
- ・服薬管理・服薬指導
- ・心のケア（傾聴、指導的なかかわり方）

● 医療的処置行為

- ・在宅酸素療法管理ケア
- ・在宅人工呼吸器管理ケア
- ・人口肛門・人口膀胱管理ケア
- ・経鼻管理ケア
- ・喀痰の吸引・管理
- ・点滴管理
- ・排泄管理ケア

● リハビリ援助行為

- ・拘縮予防・歩行訓練
- ・認知予防指導（趣味の活用・遊びリハビリテーション）

● 介助者に対して

- ・介護の方法指導・社会福祉など社会資源の紹介
- ・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導（介護の工夫・方法など）
- ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など
- ・介護者の健康相談援助

#### 4. 利用料金

(1) 利用料金

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として単位数（料金表）に地域区分と介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(2) 自費のサポート

家族への介護サポート、旅行の付き添い、家族の健康チェック・看取りケアに関する指導

30分以内	4,300円
30分～1時間以内	8,600円
1時間以上～2時間以内	17,200円

## てらす訪問看護ステーション 料金表

令和7年11月1日

### <介護保険適応>

介護保険の場合（1回の訪問看護の基本料金）、地域加算（名古屋市11.05%）を含みます。自己負担金額は負担割合証の【利用者負担の割合】に記載されている1～3割の金額をお支払いいたします。

#### (1) 看護師による訪問

(1回につき)	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
要介護	314単位	471単位	823単位	1128単位
要支援	303単位	451単位	794単位	1090単位

#### (2) 理学療法士等の場合

(1回につき)	20分未満
要介護	294単位
要支援	284単位

#### (3) その他加算について

項目		金額・単位
夜間早朝・深夜訪問看護加算	夜間（18時～22時）	25%増
	深夜（22時～6時）	50%増
	早朝（6時～8時）	25%増
緊急時訪問看護加算		(I) 600単位/月
特別管理加算 I		500単位/月
特別管理加算 II		250単位/月
ターミナルケア加算		2500単位/該当月
初回加算		(I) 350単位/該当月
初回加算		(II) 300単位/該当月

#### 1. 初回加算について

新規の利用者、過去2か月間訪問看護の利用がなく新たに訪問看護計画書を作成する利用者、要支援から要介護への区分変更の利用者が対象となります。

2. その他

- 1) 交通費は原則無料（通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から、片道1キロメートル当たり20円を徴収します。）
- 2) 衛生材料費（ガーゼ・包帯・手袋・吸引チューブ・テープ）又はおむつなどは原則として甲の負担となります。

死後の処理	10,000円
当日のキャンセル料	3,000円

<医療保険適応>

	算定項目	算定費用	各種保険の個人負担割合
基 本 利 用 料 金	訪問看護管理療養費（Ⅰ）	1日目：7,440円 2日目：3,000円 以降	
	訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一日に2人	週3日まで：5,550円 週4日以降：6,550円	
	訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一日に3人	週3日まで：2,780円 週4日以降：3,280円	
	難病複数訪問加算 （同一建物内1人又は2人）	2回/日：4,500円 3回以上/日：8,000円	
	難病複数訪問加算 （同一建物内3人以上）	2回/日：4,000円 3回以上/日：7,200円	
	24時間対応体制加算	1回/月：6,400円	
	特別管理加算Ⅰ	1回/月：5,000円	
	特別管理加算Ⅱ	1回/月：2,500円	
	緊急時訪問看護加算	1回/月：2,650円	
	長時間訪問看護加算	1回/週：5,200円	
	複数名訪問看護加算 （同一建物内1人又は2人）	1回/週：4,500円	
	ターミナルケア療養費Ⅰ	当該月：25,000円	
	ターミナルケア療養費Ⅱ	当該月：10,000円	
	夜間・早朝訪問看護加算	1回/日：2,100円	
	深夜訪問看護加算	1回/日：4,200円	
	退院時共同指導加算	1回/月：8,000円（月2回まで）	
	特別管理指導加算	1回/月：2,000円（月2回まで）	
	退院支援指導加算	1回/月退院日：6,000円	
	訪問看護情報提供療養費Ⅰ	1回/月：1,500円	

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上1通ずつ保有するものとします。

契約締結日            令和            年            月            日

甲            住所：

氏名：

署名代行者（代理人）

私は、本人の契約意志を確認し署名代行いたしました。

続柄：

住所：

氏名

事業者 名古屋市港区畑中二丁目1107番地

株式会社

代表取締役 加藤 大貴